

船舶事故調査報告書

令和7年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年9月27日 09時50分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市馬毛島自衛隊馬毛島基地（仮称）仮設棧橋B東方沖 馬毛島灯台から真方位147° 1,200m付近 （概位 北緯30° 45.4′ 東経130° 51.8′）
事故の概要	作業船第三十八日の出丸は、起重機船第八日の出号と押船列を構成して着棧操船中、同押船列が岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年12月25日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 第三十八日の出丸、19トン 292-41622長崎、増山建設株式会社 B 起重機船 第八日の出号、全長約60.0m なし、増山建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約44cm（西之表）
事故の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、作業員2人を乗せ、B船の船尾凹部に船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、自衛隊馬毛島基地（仮称）仮設棧橋B（以下「棧橋」という。）に着棧操船中、強まった北東風に圧流され、A船押船列が岩礁に乗り揚げた。（図1参照）
	 <p>図1 着棧操船状況図</p>

	<p>A 船押船列は、自力離礁した後、再度着棧操船を行うため馬毛島沖で待機したものの天候の悪化で断念し、西之表港に入港して着岸したところ、乗組員は、B 船の左舷船尾部から海水が船倉へ流入していることを認め、ビルジポンプで排水作業を行った。</p> <p>B 船の喫水は、船首尾共に約 3.0m であった。</p> <p>船長は、岩礁の存在を知っていたものの、過去に北東風が吹いている状況で問題なく着棧できた経験があったので、棧橋への接近を続けても着棧作業に支障はないと思っていた。</p> <p>船長は、北東風を右舷方から受けていることは分かっていたので、風が強まって岩礁側へ圧流されることを考慮し、岩礁から遠ざかるように操船していれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A 船押船列は、着棧操船中、船長が、風力 4 の北東風を受ける状況下、岩礁側への圧流を考慮しなかったことから、南西方に圧流されて岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、岩礁の存在を知っていたものの、過去に北東風が吹いている状況で問題なく着棧できた経験があったことから、岩礁側への圧流を考慮せず、棧橋への接近を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A 船押船列が、着棧操船中、船長が、風力 4 の北東風を受ける状況下、岩礁側への圧流を考慮しなかったため、南西方に圧流されて岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、岩礁に向かって圧流されないよう、風向及び風力が自船に与える影響を考慮し、岩礁との距離を十分確保できるよう操船すること。